

# 申入書

平成26年10月16日

札幌市北区篠路町上篠路53番地1  
株式会社ジェネシス  
代表取締役 奥田哲久 殿

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目ほくろうビル4階

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 向田直範

貴社の平成26年5月31日付け回答書（以下「本件回答書」といいます）について以下のとおり当法人の見解をお伝えし、再度の申し入れを致します。

1 本件約款第11条第1項及び第2項及びクーリングオフについて

この点は御訂正頂きありがとうございました。解除においては書面を要することなく口頭の解除も認めるよう、規定をさらに改訂して頂きたく思います。

また、貴社において訪問販売を禁止したことは承知しました。

2 本件約款第11条第3項及び第4項について

貴社は、本件回答書において、「『客を装いリフォーム工事をする気もないのに、当社と請負工事契約を結び、当社に保険金請求だけさせて一方的に契約を解除し、一円を支払わない者』は『消費者契約法』で守られるべき『消費者』と言えるのでしょうか」と述べております。

しかし、かかる当事者も消費者契約法上の「消費者」であると考えます。貴社の御懸念は、保険金請求に際して適切な費用を最初から消費者に示し、合意の上で代金を受領することで容易に防止できるものと考えます。また、個別の事情に応じて関係法令を適切に適用することで解決すべきものと考えます。よって、本件約款第11条第3項及び第4項の規定が自己防衛のために必要であるとの御主張を受け入れることは困難です

よって、本件約款第11条第3項及び第4項は、消費者契約法第9条第1号に反しない適切な内容に改訂するよう申し入れます。

また、本件申入書は、当法人が行っている不特定かつ多数の消費者の利益を図るための活動の一環であり、貴社からの回答内容につきましても、上記活動に必要な範囲で公表させていただきます。

以 上